

農作業事故防止について

令和 3 年 10 月 15 日
埼玉県川越農林振興センター

埼玉県では、農作業が忙しくなる 9 月～11 月にかけて「秋の農作業事故ゼロ運動」を実施しています。

県内で発生した農作業事故は、令和 2 年は 18 件報告されていますので、下記の内容に留意し、農作業安全に努めて下さい。

①農作業事故発生要因は？

埼玉県の農作業事故は、農業機械に係る事故が多く、過去 10 年間の事故要因調査では、機械に係る事故が 63%（221 件）と高い割合を占めています（図 1）。農業機械は、トラック（軽トラック含む）、トラクタ、コンバインなどの機械です。

令和 2 年に発生した事故内容は、「農業機械や脚立からの転倒」5 件、「つまずき・転倒」の 4 件、次いで「熱中症」2 件、「作業者が機械へ巻き込まれた」2 件などとなっています。死亡事故は、コンバインの転落 1 件でした。この事故の農業者の年齢は 65 歳以上でした。

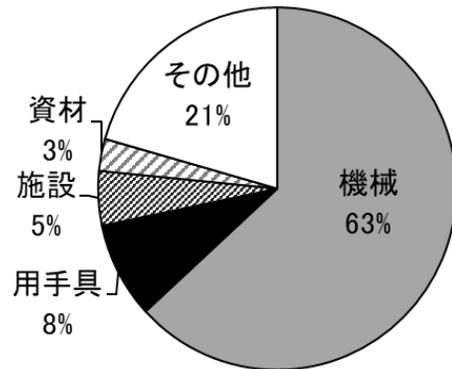


図 1 過去 10 年間の事故要因別割合
(平成 23 年～令和 2 年、350 件)
埼玉県農林部農業支援課調べ

②高齢者を作業事故から守る対策とは？

事故が多かった内容で「農業機械や脚立からの転倒」の内訳は 5 件のうち 3 件が脚立やはしごからの転落となっていて、いずれも不安定な足場で使用したり、脚立を折りたたんだままはしごのように使用したりと、不適切な使用が原因でした。

「つまずき・転倒」4 件のうち 2 件がぬかるみに足等をとられて転倒したもの、2 件が水路の管理作業中に転倒したものでした。

「機械への巻き込まれ」は、いずれも清掃のために運転中の機械に手を入れ負傷したものでした。機械の回転部等に手を入れる際には、短時間であっても必ずエンジンを切ることが必要です。

事故を経験された方々からの全国的な聞きとり調査でもこれらの事故が報告されています。

専門家の分析による昨年多かった事故の対策は、①高所での作業はヘルメットを着用し、安全帯などの保護具も使用して行う。②脚立は必ず足場の安定を確認して設置し、固定できない場合は補助者を配置する。③脚立の最上段には決して上らない。④はしごの使用は、必ず記載されている使用角度を守って行うことが対策となります。

③その他

日頃から体調管理に気を付け、作業中は定期的に休憩をとるようにしましょう。

農業機械の事故等に見舞われた場合に備え、療養・休業給付から遺族給付までの補償がある労災保険の特別加入制度への加入をしましょう。